



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱線 Vol.84 新たな武漢市の産業戦略について

貿易実務

貿易協会シリーズ 最新版インコタームズ2020年規則の解説 3 2020年版の概要

貿易協会シリーズ 国際的生産連携 - OEM契約20－秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(5)

お知らせ

「貿易実務オンライン講座」受講者募集について（ご案内）
大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金のご案内
海外におけるEC販売プロジェクト JAPAN MALL事業

統計

令和2年度 大分県の貿易

vol.132

2020 September.-October.

新たな武漢市の産業戦略について

大分市武漢事務所 賈 芳

■ 武漢市が“産業地図”を編制、各区の産業の位置付けが明確に



「3851」産業構造改革を推進し デジタル経済に力を入れる

武漢市は共産党委員会第13期第九回全体大会において、武漢市の「産業地図」を作成し、各市内行政区の産業的位置づけを明確に示した。特色ある産業のための集中投資・統一立地を推進し、適当化による過剰競争を避けるのが狙いだ。武漢市の特徴に合う産業を選択し、産業の差異化、健全な発展を実現するための新たな戦略が示された。

武漢市統計局が発表した「2020年第一四半期経済データの解説」によると、武漢市は華中地区最大の製造業都市であり、38の工業分野をカバーし、そのうち「自動車製造業」「コンピュータや通信及びその他の電子機器製造業」「電力と熱力の生産と供給業」「電気機械と器材製造業」の4つの業界の生産額はいずれも一千億元を超えている。建築業の総生産額と「四上」新ハイテク産業の生産額はいずれも1万億元を突破している。

産業立地の視点から見ると、武漢市は各区それぞれが特色ある産業が立地している。五大産業基地を例にとると、四大国家レベル産業基地が武漢市の異なる地区に分布している。東部の東湖高新区には国家メモリ基地、西部の臨空開港区には国家ネットワーク安全人材と開発基地、北部の新洲区に国家商業宇宙飛行産業基地、西南部の武漢開発区に国家新エネルギーとスマートネットワーク自動車基地がある。また大健康産業基地は東湖ハイテク開発区や江夏区に立地している。

「3851」システムとは？

- 3：光電子情報、自動車及び部品、バイオ医薬の3分野で世界的な産業クラスターを構築する。
- 8：設備製造、鋼材及び高付加価値加工技術、食品・タバコ、エネルギー、家電、石油化学、紡織・衣料、建築資材の8分野の伝統重点産業を強化する。
- 5：商業宇宙飛行、水素エネルギー、人工知能、5G、ブロックチェーンの5分野の新興先端産業を育成する。
- 1：工業設計、検査、工程設計、ビッグデータ、電子商取引、工業インターネットなど、現代の製造業に欠かせないサービス産業の発展を加速する。

今年に入り、世界レベルの産業クラスターが続々と立地

光電子情報産業においては4月30日、武漢市とファーウェイ（華為）が「Kunpeng生態やKunpengコンピューティング産業を共同で作る」という戦略提携契約を締結した。同日、長江Kunpeng生態イノベーションセンターを設立した。5月に、華工レーザー社が開発した三次元五軸レーザー切断機が江鈴自動車の工場に設置された。位置決め精度は0.03ミリに達し、刺繍針の程度に相当する。7日間24時間連続での安定稼働を実現し、これまで輸入していた設備に初めて代わることができた。

自動車及び部品産業においては、6月12日に東風自動車技術センターの試験生産工場で、国内初の完全自主開発のL 4級5G自動運転車「Sharing-VAN」が正式な量産過程からラインオフした。その3日後には武漢市が、武漢経開区と江漢区に82キロにわたる公道を新設し、インテリジェントコネクテッドビークル（ICV）のオープンテスト走行区間とモデル応用区間として使用することを発表した。

バイオ医薬産業では、BGI（華大基因）武漢の「火眼」実験室のトータルソリューションがサウジアラビアなど世界各国に輸出されている。6月には世界トップで、中国最大の医療機器研究開発生産企業マインドレイ・メディカル（邁瑞医療）が武漢市に第二世界本部を開設した。

3年を目標に全国のデジタル経済の第一線都市を建設

武漢市の産業発展の重点の中で、デジタル経済は突破性のある産業に位置づけられている。新たに打ち出された関連案によると、3年間で全国のデジタル経済の最先端都市を目指すという。

方案によると、武漢市は「ABCDG」などの新興産業の発展を大きく促進する。情報によると、武漢市はすでに国家レベルの新たな人工知能イノベーション発展試験区に指定されており、今年中に5G通信基地を新たに5万か所以上設置し、武漢市街地の屋外全域が5Gネットワークでカバーされることを実現するという。

ABCDG新興産業とは？

- A：人工知能
- B：ブロックチェーン
- C：クラウド計算
- D：ビッグデータ
- G：5G

ABCDG新興産業は「光芯屏端網雲智」産業クラスターを形成する。

「光芯屏端網雲智」産業クラスターの発展

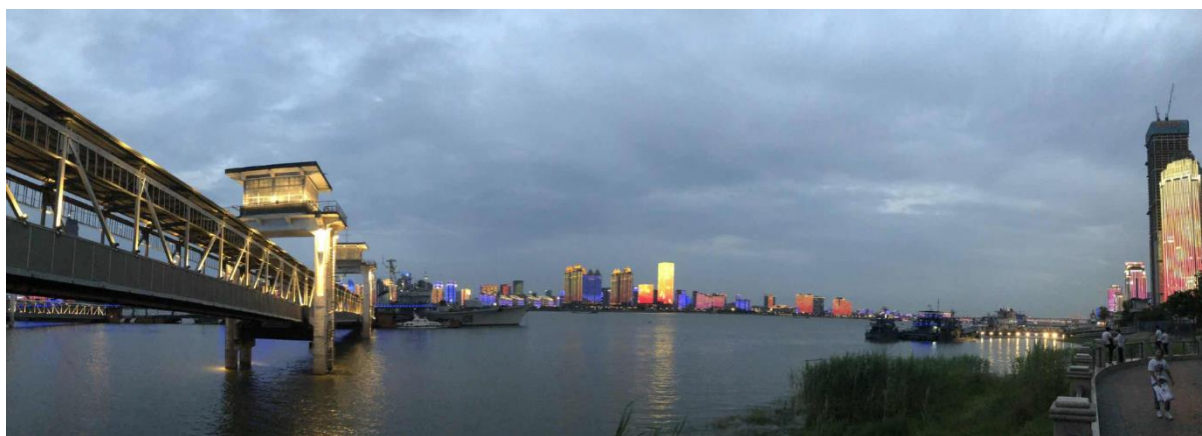
今年に入ってから、「光芯屏端網雲智（光電子、半導体、液晶パネル、情報端末、ネットワーク技術、クラウド、人工知能を指す単語の頭文字）」産業クラスターがますます盛んになった。武漢市にはすでに国内最大の光通信技術研究開発基地、最大の光ファイバーケーブル、光電素子生産基地が建設された。また光バレーには100社余りの5G産業チェーン企業が集まっている。世界初の128層QLCフラッシュ・メモリも武漢市で誕生した。TCL武漢華星は国内初のフレキシブルな折りたたみディスプレイの生産ラインの強化を発表した。東風自動車は国内初の完全自主開発のL4級5G自動運転車の量産を始めている。工業インターネット標識解析のトップノード（国家頂級節点）武漢はすでに4億元超え工業の認度を獲得し、華中地区で最大規模、最高クラスのデータセンターがまもなく操業する。シャオミー（小米）武漢本部の承認を受けた湖北省人工知能技術革新センターもすでに稼働しており、先端技術は武漢市で絶えずに成長している。



武漢光谷の街並み①



武漢光谷の街並み②



長江沿いの夜景

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズⅠ

インコタームズ2020年版規則では11規則（条件）が規定されている。本号以下で述べる11規則の内容は、紙幅の都合上、各規則の全体にわたる逐条解説ではなく、各規則の「使用者への注釈」（Explanatory notes for users）で記された箇所を中心に、適切なトレード・タームズの選択と使用に向けた各規則の基本的な留意事項の解説である。

1. 工場渡し（指定引渡地）インコタームズ2020

EXW〔Ex Works〕（named place of delivery）
Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかんを問わず使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己の施設または自己の施設以外の指定された場所（すなわち、工場、倉庫など）で、物品を受け取りのための車両に積み込まずに、物品を買主の処分へ委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

原則として、物品が積み込みではなく、買主の処分へ委ねたときに、危険および費用は売主から買主に移転する。

3 引渡地または引渡地点

両当事者は引渡地を指定することのみが必要である。しかし、両当事者は、また指定引渡地内の正確な地点をできる限り明確に特定して知らせる。正確な指定引渡地は、両当事者にとって物品の引渡時期と危険の買主への移転時期を明確にさせる。この正確さはまた、費用が買主の勘定となる地点を示す。もし両当事者が引渡地点を指定しないなら、売主が「自己の目的に最も適した」地点を選択するようになる。

EXWは、売主に全11インコタームズ規則の中で最小の義務を課しているインコタームズ規則である。

積み込み業務が、売主により行われる間に生じる物品の滅失または損傷の危険は、議論の余地があるものの、積み込みに物理的に関与しない買主の責任となるかもしれない。この可能性があるとき、売主が物品を積み込みする場合、両当事者は、誰が積み込み中の物品に対する滅失または損傷の危険を負うのかを前もって合意することを勧める。これは、単に、売主は、自己の施設で、必要な積み込み機器を保有していたり、または安全または保安規則の適用により、許可されていない人による売主の施設への立ち入りを禁じられている状況があるからである。買主が売主の施設での積み込み中の危険を回避したい場合、買主はFCA規則を選択することを考えるべきである。

4 通関

売主は、物品の輸出通関または物品が通過する第三国内での通関を準備する義務はない。それどころかEXWは、物品を輸出する意図がまったくない場合の国内取引にも適合している。売主の輸出通関への関与は、買主が物品を輸出するために必要とする書類および情報入手するための助力を与えることに限定される。買主が物品を輸出するつもりで、輸出通関を行うことが難しいと予測される場合、買主は、輸出通関を行う義務と費用が売主にある、FCA規則を選択することを勧める。

2. 運送人渡し（指定引渡地）インコタームズ2020

FCA〔Free Carrier〕（named place of delivery）
Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかんを問わず使用することができる。二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は二つの方法のいずれかで買主に引き渡す。

第一に、指定地が売主の施設の場合、売主は、物品を買主により手配された運送手段の上に積み込んだときに、引渡の義務を果たすことになる。

第二に、指定地がその他の場所の場合、売主は、物品を自己の運送手段に積み込み、物品が指定地に到着し、その運送手段から荷降ろしの準備ができ、買主により指名された運送人などの処分へ委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

引渡地として二つのいずれが選択されようが、その地は、危険が買主に移転する場所であり、費用が買主の勘定となる時点となる。

3 引渡地または引渡地点

指定地内の正確な引渡地点を特定することなしに、売主の施設または他の場所のいずれかの場所において、引渡地のみを指定される。しかし、両当事者は、指定引渡地内の正確な地点をできる限り明確に特定して知らせるべきである。正確な指定引渡地は、両当事者にとって物品の引渡時期と危険の買主への移転時期を明確にさせる。この正確さはまた、費用が買主の勘定となる地点を示すことになる。もし正確な引渡地点が契約でそれを指定することにより明らかにしていないなら、両当事者は、売主が「自己の目的に最も適した」地点を選択するようになる。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」（‘or procure goods so delivered’）

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに全てではないにせよ商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入のための通関、輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。

6 FCA売買における船積注記付き船荷証券（Bills of Lading with an on-board notation）

例えば、物品が大分県の「竹田」で買主の道路運送業者により集荷されるなら、「竹田」は港ではなく本船が物品を本船の船上に置くことはできないので、「竹田」から運送人により発行される、船積注記付き船荷証券を期待するのは一般的ではない。しかし、FCA Taketaで売買する売主は、典型的には荷為替による銀行取立または信用状付き決済条件のために、物品が「竹田」で運送のために受け取られた旨とともに、物品が「大在」で本船上に置かれた旨の記述のある船積注記付き船荷証券を必要とする状況がある。この船積注記付き船荷証券を必要とするFCA売主に対応するために、インコタームズ2020年版にもとづくFCAでは、もし両当事者が契約において船積注記付き船荷証券の発行に合意していたなら、買主は、運送人に対して船積注記付き船荷証券を売主に発行することを指示しなければならない。

秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(5)

G B C (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

今回は、秘密保持契約に関係する条項規定：
No License条項、No Warranty条項、一般条項、準拠法条項を紹介する。(前回の内容：秘密保持契約違反に対する救済について契約書に記載すべき条項規定と契約期間)

1. No-License Clause

No License 条項とは、秘密情報の提供が実施権許諾 (License) に該当しない旨の規定である。一般的には、秘密保持契約に基づく秘密情報の提供によって、ノウハウ等の知的財産権の許諾、ライセンスの付与や許容をしているとは解されない。

しかし、海外の当事者との国際的**秘密保持契約**では、適用される国の法(準拠法)によっては、秘密情報の提供が知的財産権を黙示的に**実施権許諾 (Implied License)** 許容していると見做される恐れがあるので、そのような解釈を避けるための**実施権不許諾の確認規定**としての役割をもつ規定である。国内契約では見かけない、国際的**秘密保持契約**で規定される条項である。ノーライセンス(不許諾)確認規定を紹介する。

(例文) ノーライセンス(不許諾) 確認規定
No right or license, either express or implied under any patent, copyright, trade secret, know-how or confidential information is granted hereunder.

2. No-Warranty clause

No Warranty 条項とは、提供秘密情報の正確性の不保証の規定である。

秘密保持契約に基づき開示者により受領者に提供される情報の正確性の保証を否定する規定である。

海外の当事者との国際的**秘密保持契約**では、準拠法によっては、相手方から提供秘密情報の正確性に関して、不実表示 (misrepresentation) によるクレームが提起され得るので、その対応のための規定である。提供する秘密情報の正確性に関して保証しない趣旨の規定を紹介する

(例文) 情報の正確性に関して保証しない趣旨 (不保証) の規定
No representations or warranties of any kind are given by Discloser with respect to the accuracy or completeness of Confidential Information.

3. 一般条項

「一般条項」は、英語では、“General Conditions ”、又は、“Miscellaneous”(雑則)という名称で使用されている。秘密保持契約では、一般条項はあまり重要視されずに、既存の雛形を利用、また、規定されないこともある。規定する場合も簡単な規定が多く見られる。

国際的**秘密保持契約**では、提供する秘密情報の貴重性、重要度により主要な条項を詳細に規定していることが多いが、契約内容がどの程度詳細に規定されているかによって、一般条項の規定内容は、それに対応して、簡単

な内容にするのか、また、詳細な規定を置くかが異なってくる。

- 一般条項の規定としては、例えば；
- ①通知条項 (notice)：通知の手段、通知の宛先、通知の効力発生時期などが規定。
 - ②権利不放棄 (Non-waiver)：主張する権利については適時に行使しないと放棄しているものと看做されることがあるので、権利主張を適時に行使しなかったとしても、権利放棄とはならない旨を規定。
 - ③分離可能性 (severability)：一部無効となる条項があった場合でも、他の条項には影響しないで、他の条項は有効に存続する旨の規定
 - ④譲渡禁止 (No-assignment)：契約上の地位、又は契約上の権利を他の第三者に譲渡することを禁止する旨の規定。
 - ⑤言語 (language)：契約書の正文言語を指定する旨の規定 (正文言語は常に翻訳言語に優先する)。
 - ⑥完全合意 (entire agreement)：契約書に規定される条件が契約当事者間の唯一の合意であり、当事者の意思を解釈する唯一の根拠であることを明確にする旨の規定等が挙げられる。

一般条項は軽視されがちであるが、紛争が発生した場合は、契約の解釈等に重要な影響を与えることがあるので、各条項の意味を正確に理解しておくことが大切である。

4. 準拠法条項

国際的**秘密保持契約**は、法律や言語、習慣などの異なる当事者間で行われる契約であり、また、当事者の事業所が国境を越えて異なる国に所在する、複数国間の当事者が関係する契約となり、秘密保持契約の成立、有効性、履行、解釈について、法的問題が発生した場合に、何れの国の法律を適用するのかという法の適用の問題が発生する。国内契約とは異なり、日本法以外の外国の法律が適用され得る。

国際契約の準拠法の決定に関しては、多くの国の国際私法では、当事者自治の原則が採用されている。日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」では、同第7条(当事者による準拠法の選択)に、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」と定めている。従って、国際契約では、契約書に準拠法規定が設けられることが多い。国際的**秘密保持契約**も同様である。

準拠法条項で指定する法律はどのようなものがあるか、一般には；

- ①自国地の法律、
- ②相手国の法律、
- ③第三国の法律が規定される。

準拠法条項の一例を紹介する。
例文；日本法を準拠法とする準拠法条項

“This Agreement shall be governed by the laws of Japan.”

「貿易実務オンライン講座」受講者募集について（ご案内）

大分県貿易協会では、貿易実務を行う上での基本的な知識を身に付けていただくため、貿易業務に初めて携わる新人・新任者を対象とした『秋季貿易講座』と、より深い貿易実務に関する知識習得を目指した『春季貿易講座』を毎年開催しております。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、例年と同様の講座開催の是非が問われている中、今年度の『秋季貿易講座』に代えて、ジェトロ（日本貿易振興機構）が実施する『貿易実務オンライン講座』を特別価格でご案内の上、県内受講者が各講座を修了した場合には受講支援金を支出することにいたしました。

つきましては、公務ご多忙中とは存じますが、是非ご活用いただきますようご案内申し上げます。

敬 具

＜オンライン講座開催概要＞

プログラム ①基礎編 ②応用編 ③英文契約編 ④中国輸出ビジネス編



基礎編
貿易実務の基礎的用語から体系的な実務の流れまで、貿易の全体像を把握したい方



応用編
貿易実務の専門知識を深め、コスト削減やリスク回避などのノウハウを身につけたい方（実務経験1～3年程度の方）



英文契約編
英文契約の基礎知識を身につけ、取引に有利な条項を見極めたい方（実務経験1～3年程度の方）



中国輸出ビジネス編
中国輸出ビジネスを始めるため、必要な知識・流れを理解したい方

*サンプル講座（ <https://www.jetro.go.jp/elearning/sample.html> ）を参照の上、適宜お申し込みください

期 間 ①2020 年 10 月 期（2020/10/5～2020/12/20）
②2020 年 12 月 期（2020/12/7～2021/2/21）

標準学習時間は 10～20 時間となります。期間内に各自のペースで進めていただきます

参 加 費

	特別価格適用 (申込時支払額)
① 基 礎 編	19,800 円
② 応 用 編	23,760 円
③ 英 文 契 約 編	27,720 円
④ 中 国 輸 出 ビジネス編	19,800 円



各講座終了後、修了証書のコピーを大分県貿易協会まで提出することにより、受講料を一部還付（各社各講座二名まで）

主催・共催団体 会員価格	非会員価格
9,900 円	15,840 円
11,880 円	19,008 円
13,860 円	22,176 円
9,900 円	15,840 円

（還付後適用額）

「貿易実務オンライン講座」受講者募集について（続き）

- 定員

各 20 名（先着順・各社 2 名を上限とする）
- 申込締切

①2020 年 10 月期…2020 年 9 月 14 日
②2020 年 12 月期…2020 年 11 月 16 日 *別添受講申込書にてお申し込み下さい
- 主催

一般社団法人大分県貿易協会
- 共催

大分県／大分県国際物流推進協議会
- 後援

大分市／ジェトロ大分
- 問い合わせ先

一般社団法人大分県貿易協会 （担当：伊藤）
TEL:097-592-5932 FAX:097-593-3338 E-mail: info@oita-fta.jp

「貿易実務オンライン講座」受講申込書

一般社団法人大分県貿易協会（FAX：097-593-3338）行

御社・団体名		(業種:)									
御住所		〒									
TEL				FAX				E-mail			
所属・御役職						御 芳 名					
希望受講 コース	期 間				コース						
	☐ 2020 年 10 月期 (2020/10/5～2020/12/20) 申込締切：2020 年 9 月 14 日				☐ 基礎編 ☐ 応用編 ☐ 英文契約編 ☐ 中国輸出ビジネス編						
	☐ 2020 年 12 月期 (2020/12/7～2021/2/21) 申込締切：2020 年 11 月 16 日				☐ 基礎編 ☐ 応用編 ☐ 英文契約編 ☐ 中国輸出ビジネス編						

*ご記入いただいた情報は適切に管理するとともに、本講座の運営の為にのみ使用いたします。
個人情報保護管理者：（一社）大分県貿易協会 事務局長 TEL：097-592-5932

令和2年度 県産加工食品海外展開支援事業

大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金のご案内

海外で開催される見本市・展示会・商談会（以下「海外見本市等」という。）への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を、補助率1/2以内、上限300千円の範囲内で補助します。

1 対象事業

対象となる事業は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

- ①大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が出展する海外見本市・展示会への出展
- ②大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が主催又は共催する海外商談会への出展
- ③その他知事が認める海外販路開拓へ向けた取組

【活用例】 香港 FoodExpo、フランス ANUGA 等の海外見本市への出展

2 補助対象者

この事業において事業実施主体は、次の①～③の全てに該当する者とします。

- ①大分県内に本社又は製造拠点を有する中小企業者又は個人事業主
- ②大分県産加工食品の製造又は販売を主たる事業として営む者
- ③「新輸出大国コンソーシアム（ジェトロ）」の登録者又は「（一社）大分県貿易協会」の会員

※③については、補助金交付申請までに条件を満たせば、これに該当するものとします。

3 補助対象経費、補助金額等

経費区分	補助対象経費の内容	補助率	上限
旅費	海外見本市等へ出展するために必要な交通費、宿泊費等	1/2 以内	300 千円 以内
使用料及び賃借料	海外見本市等の出展料（小間料）、海外見本市等出展に要する備品借上料等		
役務費	通訳費、翻訳費、商品の梱包・輸送等の通信運搬費、展示装飾費、保険料、広告宣伝費等		
需用費	事務用品、資料代、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、海外見本市等出展時に使用した光熱水費、看板・横断幕等の製作経費、消耗品費等 ※消耗品とは単体で取得価格（税込）が2万円未満のもの		

※募集締め切りは2021年1月31日です。但し、予算額に達した時点で終了となります。（先着順）

※交付決定前に支出した経費については補助対象外となります。（事業認定申請、交付申請の手続が必要）

※事業の詳細や提出資料については、下記のホームページを参照してください。

【申込み・問合せ先】

大分県商工労働部商業・サービス振興課 貿易・物産・フラッグショップ班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-3285 FAX：097-506-1754 Email：a14160@pref.oita.lg.jp
ホームページ：http://www.pref.oita.lg.jp/soshiki/14300/processed-food-kaigai-hojokin.html

JAPAN MALL事業

海外大手ECが皆様の商品（食品、化粧品、生活雑貨等）を日本国内で買い取り！

1 申し込み無料！

商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

通年募集

2 取引は簡単で、安心安全！

日本国内で商品引き渡し、円建て取引

煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要

3 ブランド価値、海外市場での認知度が向上！

海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

事業スキーム

【JETROの役割】

- ①日本国内での調達支援
- ②商流の構築支援
- ③販売時のプロモーション支援

中堅・中小
メーカー生産者



販売



海外ECサイトの
指定商社等
(日本)

販売



海外ECサイト

海外消費者

支払(¥)

支払(\$)

サイト内に
JAPAN MALLを設置

海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。
納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。
応募いただくタイミングによってはプロモーションイベントに参加できない場合もございます。
詳細はジェトロHPの募集要項をご確認ください。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

【お申し込み・お問い合わせ先】

ジェトロ デジタル貿易・新産業部（久保田、尾崎、芦崎、高山）
TEL：03-3582-5227 Email：DNB@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/



1. 令和2年7月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html



令和2年7月分 大分税関支署管内貿易概況
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値

大分税関支署
令和2年9月10日

1 貿易額

大分港					佐伯港				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比		価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	41,126,784	69.0	310,549,567	75.6	輸出	136,358	5.2	10,794,109	67.7
輸入	67,952,704	76.4	569,534,235	84.1	輸入	373,785	102.5	2,509,184	70.1
差引	△ 26,825,920		△ 258,984,668		差引	△ 237,427		8,284,925	

※大分港には、中津港、佐賀開港の実績を含む

津久見港					大分空港				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比		価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	2,151,903	65.4	20,446,238	138.7	輸出	—	—	—	—
輸入	426,456	72.0	2,756,532	75.2	輸入	—	—	—	全減
差引	1,725,447		17,689,706		差引	—	—	—	—

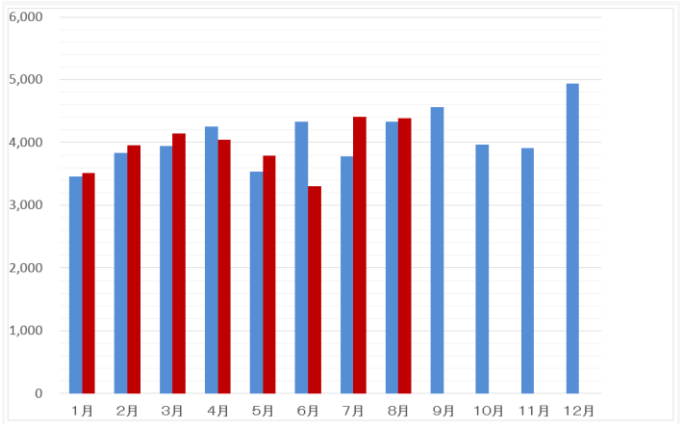
2 主要輸出品・輸入品目

大分港													(価額:千円、%)			
区分	品名	数量単位	本 月						累 計							
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比				
輸 出	有機化合物				4,990,726	59.1	12.1			41,218,308	61.0	13.3				
	プラスチック	MT	3,501	152.4	450,134	107.1	1.1	18,286	94.8	2,883,887	78.9	0.9				
	鉄鋼	MT	391,274	98.7	18,537,808	72.1	40.2	2,291,291	105.3	111,889,620	86.1	36.0				
	銅及び合金	MT	17,471	120.0	11,509,655	121.8	28.0	104,665	105.5	64,391,559	94.9	20.7				
	事務用機器				4,840,069	70.3	11.8			49,792,935	91.6	16.0				
	映像機器	NO	6,259	6.8	627,478	13.7	1.5	97,269	14.6	5,584,342	15.4	1.8				
輸 入	船舶	NO		—	—	—	—	4	200.0	12,407,089	186.1	4.0				
	鉄鉱石	MT	1,279,788	92.4	12,542,600	107.5	18.5	10,921,774	84.3	111,785,320	96.5	19.6				
	銅	MT	98,592	84.7	23,557,655	91.3	34.7	788,148	100.4	166,236,377	97.6	29.2				
	石炭	MT	823,649	96.4	8,889,746	68.2	13.1	6,161,033	107.8	77,427,050	80.0	13.6				
	原油及び粗油	KL		—	—	—	—	2,137,690	72.0	80,774,632	57.9	14.2				
	揮発油	KL	298,057	130.0	6,934,970	72.2	10.2	1,547,588	114.9	47,894,436	86.9	8.4				
	液化石油ガス	MT	24,669	35.5	1,015,942	28.9	1.5	460,995	99.3	19,831,569	78.8	3.5				
	液化天然ガス	MT	238,727	186.0	10,044,309	195.9	14.8	706,452	104.2	33,729,789	80.2	5.9				

佐伯港														
区分	品名	数量単位	本 月						累 計					
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比		
輸 出	船舶	NO		—	—	—	—	4	57.1	10,165,432	66.7	94.2		
	木材			—	136,358	168.4	100.0		—	626,027	87.7	5.8		
	役機			—	—	—	—		—	—	—	—		
輸 入	石こう	MT	10,900	—	43,597	—	11.7	43,720	122.5	171,431	117.6	6.8		
	植物油	MT	10,250	61.9	158,868	71.3	42.5	34,709	36.8	515,529	37.9	20.5		
	その他の飼料			—	—	—	—		—	21,054	—	0.8		
	植物性原料			—	167,620	145.4	44.8		—	1,626,404	267.4	64.8		
	魚介	KG	1,600	11.0	3,700	14.0	1.0	62,309	75.5	108,061	73.5	4.3		
	木材			—	—	—	—		—	66,705	90.3	2.7		
	船舶	NO		—	—	—	—		—	—	—	—		

津久見港														
区分	品名	数量単位	本 月						累 計					
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比		
輸 出	船舶	NO	1	100.0	1,255,000	50.6	58.3	7	175.0	15,047,330	138.8	73.6		
	セメント	MT	247,571	122.1	825,486	114.0	38.4	1,443,312	153.4	4,868,742	147.3	23.8		
	石灰	MT	50,010	83.0	68,114	82.4	3.2	370,805	91.0	506,215	89.9	2.5		
輸 入	石炭	MT	40,850	109.1	340,411	83.7	79.8	250,161	105.4	2,249,534	77.0	81.8		
	石油	MT	9,300	42.3	76,235	44.9	17.9	47,335	71.7	379,613	58.8	13.8		
	アルコール飲料	L	2,610	67.6	9,810	61.4	2.3	28,799	124.6	127,385	132.3	4.6		

2. 大分港コンテナ取扱量推移



■ 2019年度実績
■ 2020年度実績

出所：(株) 大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■ 海外の経済、貿易情報を入手したい

■ 海外投資に関する情報を収集したい

■ 海外出張のサポートを受けたい

■ 輸出品の販路を拡大したい

■ 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>